

厚生労働大臣
加藤 勝信 殿

経済再生担当
全世代型社会保障改革担当
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
西村 康稔 殿

埼玉県知事
大野 元裕
千葉県知事
森田 健作
東京都知事
小池 百合子
神奈川県知事
黒岩 祐治

新型コロナウイルス感染症に関する要望について

全国の感染者数は減少傾向にあるが、未だ感染者数の増加について予断を許さない状況である中、今後は、第二波、第三波の感染拡大防止及び感染予防の徹底と、経済社会活動の両立を図っていかねばならない。

次の感染の波に備え、万全の水際対策及び感染経路の把握が必須であり、この取組を推進していくためには、羽田、成田の国際空港、東京、横浜、川崎、千葉などの国際港湾を擁する1都3県と国が共同して取り組む必要がある。

そのため、以下の事項について、要望する。

記

1 水際対策のさらなる徹底・強化

今後発生が予想される次の感染の波に備え、検疫所等におけるPCR検査の実施など検疫・検査体制を、引き続き強化するとともに、検疫場所の確保なども含め必要となる施設整備の拡充を図ること。

また、業種別の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインの遵守について、航空・港湾など関係する企業・業界団体を指導・監督する

こと。

2 入国者・帰国者の検査及び健康監視時の連絡の徹底

国は、入国者・帰国者について、滞在した国や地域に関わらず、入国者・帰国者の主たる居所・住所に応じた一時滞在場所を確保し、PCR検査の結果が判明するまでの間、確実に滞在させること。陽性と判明した場合には、入院もしくは国が用意した宿泊施設での療養を徹底させること。陰性と判明し、検疫法第18条に基づき入国から14日間の健康監視を行う際には、検疫所長は、居所の所在地を管轄する都道府県知事等に通知することを徹底されたい。

3 入国者の行動追跡の実施

今後、入国者の制限を緩和する際には、感染予防を徹底する観点から、国として接触追跡システムの構築を早急に図り、入国者の行動歴等を国の責任において確実に把握できるようにすること。また、入国者から患者が発生した場合には、患者の所在地を管轄する都道府県等が積極的疫学調査を実施するに当たり、迅速に情報把握を進められるよう、当該システムにより把握した情報を都道府県等に対し、速やかに提供すること。